

三条市特定空家等解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三条市特定空家等解体費補助金交付要綱（令和4年三条市告示第110号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付要綱

第1条中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。

以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

(2) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第3条中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 家屋の延床面積のうち、2分の1以上が居住を目的としたものであること。（補助対象空家等が管理不全空家等である場合に限る。）

第7条第1項を次のように改める。

補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象空家等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定空家等 補助対象経費の5分の4の額とし、500,000円を上限とする。ただし、補助対象空家等が3階以上の非木造建築物である場合については4,000,000円を上限とすることができる。

(2) 管理不全空家等 補助対象経費の額とし、200,000円を上限とする。

第7条第2項中「前項ただし書」を「前項第1号ただし書」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条第2項及び第3項、第9条から第12条まで、第13条第1項、第14条並びに第15条中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

様式第1号中「三条市特定空家等解体費補助金事前調査申込書」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金事前調査申込書」に、「三条市特定空家等解体費補助金の交付」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金の交付」に、「空き家」を「空家等」に、「三条市特定空家等解体費補助金の補助対象空家等」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金の補助対象空家等」に改める。

様式第2号中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

様式第3号中「三条市特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、「特定空家等の」を「補助対象空家等の」に改める。

様式第4号中「三条市特定空家等解体費補助金交付決定通知書」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付決定通知書」に、「三条市特定空家等解体費補助金に」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金に」に、「補助金等」を「補助金」に、「三条市特定空家等解体費補助金実績報告書」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金実績報告書」に、「空き家等」を「空家等」に改める。

様式第5号中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

様式第6号中「三条市特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、「特定空家等の」を「補助対象空家等の」に改める。

様式第7号中「三条市特定空家等解体費補助金交付決定変更通知書」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付決定変更通知書」に、「三条市特定空家等解体費補助金に」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金に」に、「補助金等」を「補助金」に、「三条市特定空家等解体費補助金実績報告書」を「三条市特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金実績報告書」に、「空き家等」を「空家等」に改める。

様式第8号中「三条市特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、「特定空家等の」を「補助対象空家等の」に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。